

平成 2 4 年 7 月 3 1 日

泉 佐 野 市 教 育 委 員 会 様

泉 佐 野 市 情 報 公 開 審 査 会
会 長 松 田 聰 子

泉 佐 野 市 情 報 公 開 条 例 第 1 5 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 諮 問 に つ い て (答 申)

平成 2 3 年 9 月 2 1 日 付 け 泉 佐 学 学 第 1 1 6 1 号 で 諮 問 の あ っ た 異 議 申 立 て 事 案 に つ い て、下 記 の と お り 答 申 し ま す。

記

1 審 査 会 の 結 論

泉 佐 野 市 教 育 委 員 会 が 平 成 2 3 年 8 月 1 8 日 付 け 泉 佐 学 学 第 9 3 4 - 2 号 に よ り 行 っ た 情 報 不 存 在 の 決 定 は、妥 当 で あ る。

2 異 議 申 立 て の 経 緯

- (1) 異 議 申 立 人 は、平 成 2 3 年 8 月 4 日、泉 佐 野 市 情 報 公 開 条 例 (平 成 1 1 年 泉 佐 野 市 条 例 第 2 7 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、泉 佐 野 市 教 育 委 員 会 (以 下 「 実 施 機 関 」 と い う。) に 対 し、「 泉 佐 野 市 立 中 央 小 学 校 長 XXXXXXXXXX 氏 に 係 る 平 成 2 2 年 1 1 月 1 8 日 か ら 平 成 2 3 年 8 月 4 日 ま で の 旅 行 命 令 簿 及 び 復 命 書 内 部 決 裁 文 書 一 式 全 部 」 の 情 報 公 開 請 求 (以 下 「 本 件 請 求 」 と い う。) を 行 っ た。
- (2) 実 施 機 関 は、異 議 申 立 人 に 対 し、本 件 請 求 の う ち 「 旅 行 命 令 簿 」 に つ い て は、「 旅 費 請 求 一 覧 」 を 請 求 文 書 と し て 特 定 し、平 成 2 3 年 9 月 1 8 日 付 け 泉 佐 学 学 第 9 3 4 - 1 号 に よ り 公 開 決 定 処 分 を 行 っ た。一 方、本 件 請 求 の う ち 「 復 命 書 内 部 決 裁 文 書 」 (以 下 「 本 件 請 求 文 書 」 と い う。) に つ い て は、「 作 成 し て い な い た め 」 と の 理 由 に よ り、同 日 付 け 泉 佐 学 学 第 9 3 4 - 2 号 に よ り 情 報 不 存 在 決 定 処 分 (以 下 「 本 件 処 分 」 と い う。) を 行 っ た。
- (3) 異 議 申 立 人 は、本 件 処 分 に 不 服 が あ る と し て、平 成 2 3 年 9 月 9 日、行 政 不 服 審 査 法 (昭 和 3 7 年 法 律 第 1 6 0 号) 第 6 条 の 規 定 に よ り、実 施 機 関 に 対 し て 異 議 申 立 て を 行 い、実 施 機 関 は、同 日 こ れ を 受 理 し た。

3 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

ア 公務員の出張については、旅行命令簿と合わせて、復命書は必ず存在しなければならないものであり、復命書がなければ、出張旅費は支給されないはずである。

イ 口頭により復命することは認められず、また、本件に係る出張は軽易な事項には当たらない。

以上のことから、本件処分は虚偽の決定であり、違法、不当である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

(1) 泉佐野市立学校（以下「学校」という。）に勤務する教職員については、泉佐野市教育委員会に関する規則（平成6年泉佐野市教育委員会規則第5号）第15条が「学校園に勤務する教職員の任免、給与、服務、分限、懲戒等に関しては、法令その他に定めがあるものを除き、大阪府の教職員に関する規定を準用する」と規定しており、学校教職員の出張等の手続に関して、大阪府の条例、規則等の規定が適用されるため、大阪府立学校に勤務する教職員の例によることになる。

(2) 大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和32年大阪府教育委員会規則第4号。以下「府管理運営規則」という。）第10条第1項第1号は、校長の専決事項として「校長及び職員の出張、休暇その他サービスの処理に関する事」と規定していることから、校長は、校長及び教職員の出張を命令する権限を有している。

(3) 校長の出張については、校長自身が出張命令を行う権限を有していることから、特に復命書を作成する必要はないと考えられる。また、大阪府立高等学校等処務規程（昭和55年大阪府教育委員会教育長訓令第10号。以下「府処務規程」という。）第14条ただし書は、「軽易な事項については口頭で復命することができる」と規定している。よって、本件請求文書に該当する復命書を作成する義務はなく、本件請求文書を作成していない。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため、本件処分に違法、不当な点はない。

5 審査会の判断

当審査会では、異議申立人の異議申立書及び口頭による意見陳述並びに実施機関の弁明書、口頭による意見陳述及び実施機関が提出した説明資料等に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、次のように判断する。

(1) 本件請求文書について

本件請求文書は、中央小学校長の平成22年11月18日から平成23年8月4日までの間の出張に関する復命書内部決裁文書である。異議申立人は本件請求文書の存在を主張しているが、実施機関は、情報不存在決定処分を行っていることから、本件請求文書の保有の有無について検討する。

(2) 学校における出張手続について

ア 法令等の規定

学校に勤務する教職員については、泉佐野市教育委員会に関する規則第15条で「学校園に勤務する教職員の任免、給与、服務、分限、懲戒等に関しては、法令その他に定めがあるものを除き、大阪府の教職員に関する規定を準用する」と規定されていることから、学校教職員の出張等の手続に関しては、大阪府立学校に勤務する教職員の例によることになる。

そこで、大阪府立学校に勤務する教職員に関する規定を見れば、府管理運営規則第10条は、「校長及び職員の出張、休暇その他サービスの処理に関すること」を校長の専決事項と定め（第1項第1号）、また、府処務規程第14条は、出張の復命に関して「出張した職員は、その用務が終わったときは速やかに帰校し、復命書を提出しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭で復命することができる」と規定している。

イ 出張手続

学校における出張手続は、以下の手続によっていることが認められる。すなわち、出張を命じられた者は、「旅行命令簿兼旅行明細書」に氏名、職員番号、旅行年月日、用務及び旅行明細（交通機関の利用経路等）を記入した上、命令権者である校長の決裁を受け、出張終了後、出張命令権者に対して復命書を提出し、又は口頭で復命する。

出張旅費については、事務担当者が決裁後の「旅行命令簿兼旅行明細書」に基づき大阪府教育委員会のサーバーと接続しているパソコンに情報を入力した後、「旅費請求一覧」を出力し、校長が押印することにより、出張旅費に関する手続が完了する。

(3) 異議申立人及び実施機関の主張について

ア 異議申立人は、旅行命令簿と合わせて復命書は必ず存在しなければならないと主張している。府処務規程第14条は「出張した職員は、その用務が終わったときは速やかに帰校し、復命書を提出しなければならない」と規定し、出張した者には復命書の提出が義務付けられている。しかし、同条ただし書は「軽易な事項については口頭で復命することができる」と規定していることから、口頭での復命も認められているものであり、全ての出張に復命書の提出が要求されているわけではない。

イ 異議申立人は、口頭により復命することは認められず、また、本件に係る出張は軽易な事項には当たらないと主張している。しかし、口頭による復命が認められているのは、アで述べたところである。また、当該出張が軽易な事項であるかどうかの判断は、府管理運営規則第10条第1項第1号で校長の専決事項として規定されていることから、出張に関して専決権限を持つ校長が行うものである。したがって、

本件請求文書が不存在であるとした実施機関の判断について、特に不合理な点はなく、その判断に違法、不当な点はない。

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審議等の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり審議等を行った。

年 月 日	審 議 等 の 経 過
平成23年 9月21日	実施機関から諮問書を受理
平成24年 1月30日	実施機関から弁明書を受理
平成24年 3月20日	異議申立人及び実施機関から意見を聴取 (第4回情報公開審査会)
平成24年 5月 7日	実施機関から意見を聴取 審議 (第5回情報公開審査会)